



第14回 名古屋中国春節祭が開催



1月11日(土)から13日(月)まで、3連休を利用した毎年恒例のイベントとして当地域に定着した第14回名古屋中国春節祭(主催：名古屋中国春節祭実行委員会、共催：中華人民共和国駐名古屋総領事館)が名古屋・栄の久屋広場・エンゼル広場で開催された。

今回の春節祭には、中国建国70周年記念特別企画として「西安大唐芙蓉園芸術団」が特別来日し、変面や中国獅子舞のパフォーマンスを行った。主催者発表では、3日間で2会場合わせて、延べ約21万人が来場し、最高記録を更新した。会場は、大型ランタンが幻想的な空間を演出する中、舞台ステージでは様々な演出が矢継ぎ早に披露された。

◆開幕式

11日(土)11時から行われた開会式では、劉軍・第14回名古屋中国春節祭実行委員長による開会宣言に続き、孔鉉佑・中華人民共和国駐日本国特命全権大使、大村秀章・愛知県知事、劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事、廣澤一郎・名古屋市副市長、太田宏次・愛知県日本中国友好協会会長、嶋尾正・中部経済同友会代表幹事、藤森利雄・名古屋商工会議所副会頭、小川正樹・一般社団法人中部経済連合会専務理事、小澤哲・一般社団法人東海日中貿易センター会長、劉軍・春節祭実行委員長によるテープカットが行われた。

目 次

第14回 名古屋中国春節祭が開催	1
2020年 新年賀詞交歓会を開催	3
交流記録	5
2月以降の行事案内	6
滄州デスクNEWS	7

西安デスクNEWS	7
【寄稿】対中取引に関する基本法についての解説と実務： 中国会社法(10)―会社の合併と分割―(中国独禁法概要を中心として)	8
【寄稿】解散清算の留意点	12
中国短信	15
中国経済データ	16

◇祝賀会

開会式終了後、名古屋市内のホテルに移動し、同祝賀会が開催された。

冒頭、劉軍・実行委員長が主催者挨拶をし、「名古屋で開催する中国春節祭は日本で最大規模となった。中日両国民の友好への弛まぬ努力の証である。」と述べ、今回の見所として、前回よりスケールアップしたランタン祭り、三越会場にて開催する



劉軍・委員長

チャイナドレスのお披露目会、西安大唐芙蓉園芸術団によるパフォーマンスの3つを紹介した。

続いて、来賓挨拶で孔鉉佑・中華人民共和国駐日本国特命全権大使が「春節は中華民族が最も盛大に祝う伝統的なめでたい日で、中国の伝統文化の中で最も重要な意義がある。近年これらの伝統的な習慣が、海外華人華僑の皆様のお陰で世界各地に伝わるだけでなく、春節の行事は日本各地の市民に喜ばれ、歓迎されるところとなった。名古屋中国春節祭は既に14回を迎え、規模は年々拡大し盛り上がりを見せており、両国国民の友情の懸け橋となっていることは誠に喜ばしい限りである。

現在、中国と日本との関係改善と発展が続いており、両国の首脳は政治的リーダーシップを強めて、中日関係を新たな段階へと押し上げていく事で一致が見られた。両国各界の人々がこの勢いに乗り、積極的に行動を起こし、春節祭に代表される人と



孔鉉佑・特命全権大使

文化の交流を通じて、絶えず両国市民の相互理解を深め、民間友好の絆を強固なものにし、新しい時代に相応しい両国関係の構築に貢献し、共に中日関係の素晴らしい明日を切り開くことができるよう強く期待する」と述べた。

続いて、大村秀章・愛知県知事、赤松広隆・衆議院副議長、廣澤一郎・名古屋市副市長等が挨拶した後、小澤哲・東海日中貿易センター会長が壇上に立ち以下のように述べた。

「名古屋中国春節祭は、年を追うごとに華僑華人の皆様と名古屋市民、愛知県民の交流の輪が大きく広がってきた。昨年も幸い3日間穏やかな天気恵まれ、20万人を超える来場者を得ることができた。

昨年7月、孔鉉佑大使が日本に着任された折の歓迎レセプションの場で、中国と日本の間の矛盾と意見の相違は建設的にマネジメントしていく事が大変大切との趣旨の話があり、大変印象深く記憶している。この建設的にマネジメントすることの一義的な役割は政治であると思っているが、その政治をしっかりと下支えする、或いは政治が動けるような土壌作りをしていく、それが民間交流、或いは地方交流が果たすべき、重要な役割であろうと思っている



小澤哲・センター会長

る。その意味で、14年間を一年一年しっかりと積み重ね、名古屋中国春節祭を支えて来られた関係者の皆様方のご尽力に対し、心より感謝と敬意を表する次第である。日中間の困難な時期にあっても、この春節祭をしっかりと支えて頂いた皆様方に厚く御礼を申し上げると共に本回の春節祭においても劉軍実行委員長の下、大勢の方々のご尽力されていることに改めて感謝申し上げ、この中国春節祭が成功裏のうちに幕を閉じる事を心より祈念申し上げます。」と述べた。

舟橋裕幸・特定非営利活動法人三重県日本中国友好協会会長が乾杯の音頭を取った。

2020年 新年賀詞交歓会を開催



1月17日(金)正午より、名古屋観光ホテル3階那古の間にて2020年新年賀詞交歓会を開催し、来賓として劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事、岳倩領事アタッシェ、安建勲総領事秘書の3名を招いた。

冒頭、小澤哲会長が年頭挨拶を行った。中国との係わりの中で、本年に自身が期待していることとして3点を挙げ、「1点目は日中関係についての期待。ご承知の通り、春に習近平国家主席が来賓として日本を訪問される。この機会にぜひとも日中関係を更なる高みへと進め、両国間にある矛盾と意見の相違を建設的且つ永続的にマネージする土台を構築してほしい。



小澤哲会長 新年の挨拶

2点目は中国の経済についての期待。長い高度成長の後で、今中国経済は大きな調整局面に入っている。中国経済が6%という安定経済を実現できるかどうかは世界の経済にとっても大変重要な意義を持っている。中国のGDP15兆ドルのうち6%という

と0.9兆ドル、凡そ100兆円の新しい付加価値が生まれるかどうかということであって、これは世界経済にとっても非常に意味のある重要なことだと思っている。今日の新聞にも出ていたが、アメリカとのコンフリクトを英知と忍耐をもってうまくマネージしていただき、ぜひ安定成長の路線を築いていく年になればと期待している。私共と縁の深い中国の自動車市場も大変足下が厳しい状況にある。2017年に市場が2,900万台とピークを打った後、一昨年、昨年と大きく前年を下回り、2,600万台を下回るレベルまで落ち込んだ。これは凡そ300万台以上の市場が縮小したことになり、日本の除軽市場がなくなる或いはドイツの自動車マーケットがなくなるレベルに匹敵する。本年はこの調整局面を市場原理に基づく中で淘汰を進め、下半期には自力回復のきっかけがつかめる年にしてほしいと思っている。3点目は日本企業の対中投資が飛躍的に成長することについての期待。2012年に約80億ドル近い対中直接投資が日本企業から出された後は落ち込み、2016～2017年に30億ドルレベルまで落ち込んだ後、少しずつ回復局面にある。2022年の北京オリンピックの年に大飛躍を迎えるようなそんなきっかけとなる一年となり、日中の企業双方で新たな経済交流を生み出すような1年であってほしい」と述べた。

続いて、中華人民共和国駐名古屋総領事館からの来賓3名の紹介がされ、来賓を代表し劉曉軍総領事が挨拶した。

劉総領事は「先の第14回名古屋中国春節祭では貴センター及び会員企業のご支援と協力の下、成功裏に開催でき、この場をお借りして心より感謝申し上げます。2019年は中国の発展や中日関係に関する出来事が実に多かった。6月に習近平主席がG20大阪サミットに出席し安倍首相と会談した。10月には中華人民共和国が成立70周年と



劉曉軍総領事 来賓挨拶

いう重要な節目を迎え、11月は中日ハイレベルの人的文化交流対話メカニズムが発足した。国家レベルの交流が拡大しつつある中、東海地域でも同様に中国地方との交流が活発に行われた。小澤会長が団長を務められた中部経済界訪中団では台風の影響を受けながらも、北京、河北省雄安新区を訪問され中国側と踏み込んだ意見交換がなされた。一方、中国の地方政府も続々と当地域を訪れ、現在中日関係は正常な軌道に戻った。

2020年、何より期待されるのは習近平国家主席が春に日本の招待に応じ国賓として来日することである。中日双方は引き続き努力し、この重要な公式訪問のために良好な雰囲気を作り上げていかなければならない。長年に亘り、中日両国は双方向の貿易投資、人的文化の交流によって素晴らしい発展を遂げた。中国政府は改革・開放を堅持し、引き続きより高いレベルの対外開放を推進し、日本を含む各国に対しより多くの市場投資、成長のチャンスをもたらし、共同发展が実現できるよう努力していく。ご臨席の皆様におかれましては両国関係の改善発展に伴う大きなチャンスを掴み、交流と協力を一段と強化し、東海地域と中国の貿易往来が更に促進されることを祈念する」と述べた。

その後、来賓紹介として、当センターの中国法律

顧問で上海市華鑫法律事務所の高華鑫弁護士、当センターと代理事務所契約を交わしている滄州市対日招商中心、中国会員の中国浙江省平湖経済技術開発区、中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共サービスプラットフォーム、蕪湖外経集团有限公司、中汽動力瀋陽有限公司が紹介された。

最後に、小川謙・センター副会長(日本トランスシティ(株)代表取締役会長)が登壇し、「先ほどもお話があったように、習近平国家主席が春先に日本の国賓としてお越しいただく予定である。日中の政治関係も最近是非常に改善され、また国家主席がこのような形で来日していただくわけで、我々企業にとってもチャンスがあるのではと考えている。また、東海地



小川謙・副会長

域においては愛知県と江蘇省、四日市市と天津市が姉妹提携を結んでおり、共に今年40年の節目を迎えるという中で、両国の関係が益々よくなればと思っている。」と述べ、乾杯の発声を行った。

歓談の途中で、名古屋観光文化交流特命大使である二胡演奏家の張濱氏より、二胡の演奏が行われた。当日は、124名が参加し、会員企業と交流を深めた。



前列右から劉総領事、張濱氏、小澤会長、大野専務理事

交流記録

＜大連保稅区管理委員会＞

1月14日(火)、陳玉石・大連保稅区管理委員会／遼寧自貿試驗区大連片区管理委員会副主任一行5名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長、瀾瀾業務グループ担当が対応した。



陳玉石副主任(右から2番目)

陳副主任は、以前駐在事務所の代表として日本にも勤務した経験があり、当センターとも大変懇意の方で久しぶりの交流となった。

大連の日本事務所は一時閉鎖をしていたが、このほど大連保稅区日本事務所として東京都五反田駅付近に開設され、邵澤才・大連保稅区經貿合作局副局長が既に常駐している。

大連市は、對外開放後の早い時期から日本から多くの投資を受け入れて来た地域で知られる。当時は加工貿易や製造業を中心に誘致をしてきた大連市であるが、これからは電子商取引など中国での販売を展開する企業の誘致に力を入れていきたいので、改めて日本企業に新しい大連市をアピールしたいとの紹介があった。

林海・首農大連跨境生鮮產業園／大連自貿試驗区日本食品交易センター副總經理からは、多くの日本の農産物など食品を中国に販売したいと大連の自由貿易試驗区内に設立した日本食品交易センターについて説明を受けた。

陳玉石 大連保稅区管理委員会／遼寧自貿試驗区大連片区委員会 副主任

盧 松	〃	經貿合作局 局長
邵澤才	〃	經貿合作局 副局長
李 平	〃	經貿合作局招商一科科长
林 海	〃	首農大連跨境生鮮產業園／大連自貿試驗区日本食品交易センター副總經理

＜江蘇省國際交流センター＞

1月15日(水)、朱巧雲・江蘇省國際交流センター境外就業部業務主管が当センターを訪れ、大野専務理事が対応した。

朱主管は、同センターの駐日連絡事務所の代表として名古屋に常駐していたが、現在は常駐者を置かず、出張ベースで業務を行っている。

今回は、当センターの招聘により、3年間のマルチビザを取得することができたと報告を受けた。当センターは短期商用の招聘・身元保証書の発行を年間複数件行っているが、マルチビザ取得の為に手続きを行ったのは、初めての事で当方にとっても良い経験ができた。



＜清華大学日本研修団＞

1月16日(木)、陳朝輝・清華大学人文学院外文系副教授が引率する日本研修団一行14名が当センターを訪れ、大野専務理事と瀾瀾業務グループ担当が対応した。

本研修団は各地の日中友好団体を訪問し、日中



友好のためにそれらの機関が果たしてきた役割を把握することを目的とし結成された。

大野専務理事からは当地方の主要産業や当センターの沿革について紹介を行い、その後の質疑応答では学生から当地方の企業特性や中国への投資状況などたくさんの質問が投げ掛けられ、有意義な交流の場となった。また、当日は愛知大学からも5名の学生が参加した。

陳朝輝 清華大学人文学院外文系准教授

朱海雯 清華大学公共管理学研究科公共管理
専攻

陳 朝 清華大学人文学部日本語学科

何宛珊 〃

謝吉航 〃

胡月奕 〃

王淑君 〃

龔裕陽 清華大学人文学部中国語学科

桂雪馨 〃 英語学科

袁 野 〃 世界文学学科

陳子怡 清華大学人文学部

劉映廷 〃

童小瑩 〃

汪子越 〃



宮部長(左)と洪責任者(右)

察団に対し、派遣要請があった。山東省の各港湾管理が再編され、山東省港口集团有限公司に一本化が図られている。当方としては再編業務が落ち着いた所で、山東省内の青島港、日照港、威海港などの視察を検討したい。

＜中日韓中小企業ツーウェイ投資促進公共 サービスプラットフォーム＞

1月16日(木)、洪雁・中日韓中小企業双向投資促進公共サービスプラットフォーム業務責任者と宮麗・日本部部長の2名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長が対応した。

山東省威海市に所在する同プラットフォームは、日本・韓国からの投資誘致の窓口を務め、昨年より当センターの準会員となっている。

威海市は港町であり、当センターの港湾物流視

＜沧州市対日招商センター＞

1月16日(木)、李平・沧州市対日招商センター副主任と孫淑芬・同センター通訳担当の2名が当センターを訪れ、大野専務理事と石原業務グループ長が対応した。

沧州市対日招商センターは、河北省沧州市の外資誘致の窓口として、当センターと業務提携を締結しており、翌日に当センターが開催する2020年新年賀詞交歓会に出席した。

2月以降の行事案内

東海日中海運懇話会

「ミャンマー視察報告会並びに特別講演会」

日 時：2020年2月26日(水)

14：00～15：00 ミャンマー視察報告会

15：00～17：00 特別講演会

「一帯一路における中国の物流市場と中国経済」

講 師：大西康雄 日本貿易振興機構アジア研究所
新領域研究センター
上席主任調査研究員

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室

主催セミナー

「中国債権回収最前線～豊富な事例で徹底解説!～」

日 時：2020年3月12日(木) 14：00～16：30

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第1会議室

講 師：金藤力 弁護士・中小企業診断士

弁護士法人キャスト 大阪事務所代表

滄州デスクNEWS

黄驊港、バルク港湾として世界初の全行程無人化

黄驊港石炭港区バルク埠頭は、バルク港湾として世界初の全行程無人化を実現した。現場に作業員は誰一人見当たらず、高くそびえ立つアンローダーにより石炭がひっきりなしに船上に運ばれている。一般的にバルクの積み降ろし操作は複雑で、全行程無人化は世界的にも難しいと言われていた。しかし同港湾会社の国家能源集団黄驊港務公司是3年余りの努力を経て、3Dモデル可視化システム、モニタリング危険予知システム、救急処置システムなどのスマート操作方法を研究開発し、バルク港湾での全行程無人化作業が可能となった。



黄驊港コンテナターミナル

北京、天津との共同プロジェクト累計1,300件突破

滄州市は京津冀協同発展(「京」は北京市、「津」は

天津市、「冀」は河北省の略称で、国家の中長期発展戦略として提唱されている)がもたらすチャンスを着実に掴み取り、北京市、天津市の新興産業企業と地元企業のマッチングを促進することで、質の高い経済発展を目指している。ここ5年のデータでは北京、天津との共同プロジェクトは累計1,300件に達し、合意した投資総額は6,213億元に上った。

同市が推進するバイオメディカル分野では、渤海新区バイオメディカル産業園を設立し、現時点で140の関連プロジェクトが合意に至り、総投資額は443億元となった。また世界的に注目される自動運転の分野では、中国インターネット検索最大手の百度(バイドゥ)と同市が戦略的提携協議書を締結し、自動運転システム「アポロ」の走行試験プロジェクトが既に開始されており、同市のスマートシティ化に貢献している。

レポーター



東海日中滄州デスク
代表 李平
(滄州市対日招商中心副主任)

西安デスクNEWS

商用車産業クラスター円卓フォーラムを開催

12月27日、西安経済技術開発区はグローバル・開放型の商用車産業クラスター円卓フォーラムを開催した。フォーラムは「西安で商用車の産業連盟を立ち上げる」ことを主旨として、自動車業界のエキスパートによる交流が行われ、商用車産業における質の高い発展に向けた合作について話し合いがされた。フォーラムには西安経済技術開発区管理委員会、陝西省自動車工業協会連合の他、自動車、通信、交通分野などから企業、学校、研究機関の担当者が参加した。

陝西省は年産台数300万台プロジェクトを展開中で、自動車産業の発展を強力に推進している。近年は生産量が右上がりとなっており、2018年は国内で生産量が停滞する中でも、前年比1.1%増の62万台の生産台数に達した。国内の省別生産ランキングは16位(前年は18位)であるものの、うち新エネ車の生産台数は国内シェア10.8%の13.9万台に達し、省別ランキングではトップとなった。また、2019年1～11月の生産台数は46.4万台と前年同期比で約3%増となった。陝汽集団、BYD、宝鶏吉利、法士特変

速器など既存の大手企業も成長を続け、且つ自主ブランド車、新エネ乗用車、マルチ商用車、変速機など多くの分野が業界をリードしている。

他にも、西安吉利、BYD(第2期)などによる陝西省への投資プロジェクトが決まっており、ベンツ、北京汽車、広州汽車などともプロジェクトの誘致交渉が進められている。上述のように陝西省の自動車生産能力は拡大し、全体の年産能力は建設中を含めて200万台を突破している状況だ。

今回の連盟立ち上げは、将来カーメーカー同士の整理統合、技術の向上、モデルチェンジによる革新、国際交流・産学官連携の強化など、陝西省における自動車産業更なる発展に繋がるもの。同時にコネクテッドカーを中核とする無人運転試験プロジェクトや無人運転技術の商業化への足掛かりとなると期待される。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

対中取引に関する基本法についての解説と実務: 中国会社法(10)

－会社の合併と分割－(中国独禁法概要を中心として)

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

2019年10月号の続き

(4) 企業合併に関する独禁法審査について

企業合併が中国市場競争を排除、制限するような影響を与えることを防止するため、「中華人民共和国独占禁止法」(主席令第10届第68号、2007年8月30日に公布、2008年8月1日から施行、以下「独禁法」という)第3条、第20条¹及び「外商投資企業合併と分立に関する規定」第25条²等関連法律法規規定に基づき、当該企業の合併事項、即ち「経営者集中(事業者結合規制)」に関して独禁法審査を行うことができる。以下に企業合併の過程における独禁法審査の申告基準、具体的な審査要点、制限的条件措置と審査過程、手続き等について紹介する。

① 企業合併の独禁法審査の申告マニュアルについて

通常、合併を行う企業各社は事業者集中申告基準を超えている場合、国家関連官庁へ独禁法審査を申告する義務があり、共同申告でも各自が申告することもどちらも可能である。

「國務院の事業者集中申告基準に関する規定」(國務院令第529条、2008年8月3日公布、2018年9月18日修訂後実施)第3条の規定では、以下基準の1

つに達している場合、合併を行う企業は国家市場監督管理総局独占禁止局(以下、「独禁所轄官庁」という)に対して申告しなければならない。(注:2018年5月14日から、独禁法審査は従来の国家商務部から国家市場管理監督総局独占禁止局が担当している。)

i 合併を行うすべての企業の前会計年度の世界規模での営業額が100億元を超えており、かつそのうち少なくとも2社の前会計年度の中国国内での営業額4億元を超えている場合。

ii 合併を行うすべての企業の前会計年度の中国国内での営業額が20億元を超えており、かつそのうち少なくとも2社の事業者の前会計年度の中国国内における営業額が4億元を超える場合。

但し、「独禁法」第22条の規定では、合併を行う企業のうち1社が他の当事者の50%以上の議決権を有する株式を保有する場合または資産が合併に参加していない同一の会社に保有されている場合、申告する必要はないとされている。即ち、法定条件を満たす関連企業の内部合併について、申告する必要はない。

同時に、「商務部の事業者結合規制簡易案件適用基準に関する暫定規定」(商務部公告2014年第12号、2014年2月11日公布、2014年2月12日から

¹ 「中華人民共和国独占禁止法」第3条:本法が規定する独占行為は以下を含む。(1)事業者が独占協議を締結すること。(2)事業者が市場支配的地位を濫用すること。(3)競争効果を排除、制限するまたは排除、制限する可能性がある事業者集中。

「中華人民共和国独占禁止法」第20条:事業者結合規制とは以下を指す。(1)事業者合併、(2)事業者が他の事業者の株式を取得または資産を取得する方式で他の事業者への支配権を取得すること、(3)事業者が契約締結等で他の事業者に対する支配権を取得するまたは他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること。

² 「外商投資企業合併と分立に関する規定」第25条:審査機関は本規定第19条または第22条規定の関連文書を受領した日から45日以内に書面形式にて合併または分立に同意するか否かの初歩的な回答をしなければならない。

会社合併の審査機関は外経貿部であり、外経貿部が、会社合併が業界独占の傾向があるまたは特定商品またはサービスの市場支配的地位を形成するため公平競争を妨げる恐れがあると認定する場合、前項規定の文書を受領後、関連官庁及び機構を招集し、合併を求める会社に対して聴取を行う等、関連市場の調査を行う。前項規定の審査期限を180日まで延長することができる。

施行)第2条³が規定する案件は独禁法審査の簡易案件である。簡易案件の審査は提出された書類、公開情報等を審査し、一般的な案件と比べると、簡略的である。

②独禁法審査の要点

企業合併における独禁法審査の目的は合併による市場競争効果の排除、制限の可能性を防止することである。「独禁法」第27条の規定では、実務において市場調査や当該業界協会または消費者意見等を聴取し、以下の要点から総合的に判断するとされている。

- (1) 合併に参加する企業の関連市場における市場割合及び市場に対する支配力
- (2) 関連市場の市場集中度
- (3) 企業合併の市場参入、技術進歩に対する影響
- (4) 企業合併の消費者及びその他関連事業者に対する影響
- (5) 企業合併の国民経済発展に対する影響
- (6) 国务院独占禁止所轄官庁が市場競争に影響を与えると考えるその他要素。

以下に独禁法関連の判例を紹介し、独禁法審査実務における具体的な審査要件について解説する。

**判例：聯発科技株式有限公司が開曼晨星半導體公司
を吸収合併するための事業者結合規制の反独占審査
案①(案件番号：商務部公告2013年第61号)**

a. 事実関係

聯発科技株式有限公司(以下、「聯発公司」という)と開曼晨星半導體公司(以下、「開曼晨星公司」という)は共に有名な精密機械部品設計企業であり、主に液晶テレビのチップの設計と携帯電話等無線通信の関連チップの設計を行っていた。

2012年、聯発公司は株式置換方式にて開曼晨星公司を吸収合併したいと考え、2012年7月6日に(中国)商務部へ事業者集中独禁法申告を行った。商務部は2012年9月4日に立件し、2012年9月29日に更

なる調査を行うと決定した。

その間、聯発公司と開曼晨星公司是2013年2月22日に商務部へ本案申告の撤回を申請し、商務部の同意を得ている。

2013年3月12日、聯発公司と開曼晨星公司是再度商務部へ独禁法審査申告を行い、立件されている。2013年4月9日、商務部は再度更なる調査を行うことを決定した。

b. 商務部の調査及び認定結果

更なる審査段階にて、商務部は書面にて各関連政府官庁、業界協会、同業他社と下流企業の意見を聴取し、関連者に調査アンケートを送り、意見聴取会を開催し、地方商務所轄官庁へ実地調査を行い、第三者機構へ今回の集中が競争に対してどのような影響を与えるかの評価を依頼する等、関連データを招集し、商品特性、市場及び業界状況等を理解し、以下競争分析に関する認定を行った。

(a) 中国国内液晶テレビチップ市場に対する考察状況

まず、商務部は今回の合併が関係する商品市場は液晶テレビチップ市場と携帯チップ設計と販売市場であるが、今回の合併は携帯チップの設計と販売市場には競争を排除、制限する影響は与え難いと考えするため、主に中国液晶テレビチップ市場の状況のみを考慮した。商務部は、液晶テレビチップは他のメディアモニターチップに代替される可能性は高くなく、他のチップ製造商が液晶テレビチップ生産に移行するとしても長期的な技術の積み重ね、経験値と顧客の積み重ねが必要であり、中国市場は言語文化、技術サービス、価格展望等面からも独自性を有するため、液晶テレビチップは中国市場において独立した商品市場であると考えた。

(b) 合併により関連市場の構造が変更する

商務部は合併前、中国国内の液晶テレビチップ市場の集中度指数(HHI)は4533であり、合併後のHHI指数は6500となり、1962増加する。そのため、今回の合併は明らかに中国国内液晶テレビチップ市場構

³ 「外商投資企業合併と分立に関する規定」第25条：審査機関は本規定第19条または第22条規定の関連文書を受領した日から45日以内に書面形式にて合併または分立に同意するか否かの初歩的な回答をしなければならない。

公司合併の審査機関は外経貿部であり、外経貿部が、会社合併が業界独占の傾向があるまたは特定商品またはサービスの市場支配的地位を形成するため公平競争を妨げる恐れがあると認定する場合、前項規定の文書を受領後、関連官庁及び機構を招集し、合併を求める会社に対して聴取を行う等、関連市場の調査を行う。前項規定の審査期限を180日まで延長することができる。

造を変更すると商務部は認定した。

(c) 合併は主要な競合相手を消去する

商務部は、聯発公司与開曼晨星会社が占める市場割合は、第1位、第2位となっており、共同の顧客も比較的多いと認定した。合併前、双方は開発、サービスや価格等の面で相互に制約を加えることができたが、合併後、このような制約関係は存在しなくなる。

(d) 合併は買収側の聯発会社に支配的地位を与える

商務部の調査から、世界規模の液晶テレビチップ市場において、聯発公司是市場の17.5%、開曼晨星公司是市場の43.6%を占めており、二社合わせて61%程を占めている。中国国内液晶テレビチップ市場において、聯発公司是市場の15%、開曼晨星公司是市場の65%を占めており、双方合わせて80%を占めている。そのためその他液晶テレビチップの供給会社は有効的な競争制約となることが難しい。

(e) 合併は顧客へ供給会社の選択において制限を与えることになる

商務部は、現在中国国内6大テレビ生産企業は全て両企業を主なチップ供給会社としてしていると認定した。合併を行った場合、開曼晨星公司是聯発公司に吸収され、テレビ生産企業のチップ供給会社の選択において制限を与えることになると認定した。

(f) 合併は新企業が市場に参入する難易度を上げることになる

商務部は、液晶テレビチップ市場は高技術産

業であり、当該業界に参入するためには一定の知的財産権と設計経験が必要となると認定した。そのため、製品の研究開発の前期段階ではコスト、時間がかかり、相当の設計経験と知的財産権を持たない企業が市場に参入することは難しい。現在聯発公司与開曼晨星公司以外の同業界内におけるその他企業の市場に占める割合は低く、新企業も多くないと認定した。

(g) 当該業界の発展予測は当該企業合併の競争へ与える不利な影響を減少させる

商務部は、現在液晶テレビチップ製品の更新速度は比較的早く、寿命も比較的短いと認定した。同時に、スマートテレビチップの推進は日々加速しており、テレビチップ、携帯電話チップ、PCチップ等の境界は曖昧なものである。総合的な研究開発力を持った企業は将来的に市場に参入することも可能である。

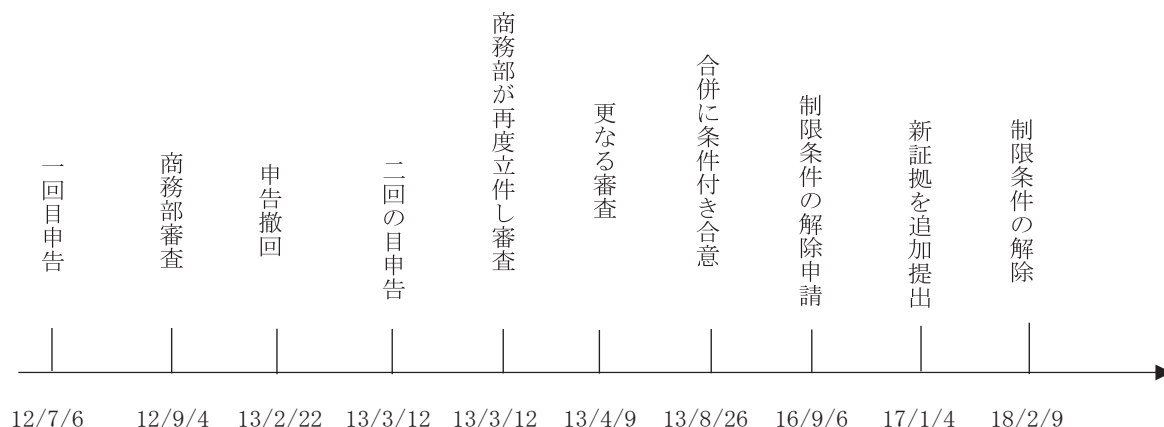
また、合併後下流のテレビ製造企業はその他競合企業を供給会社とすることもできるし、顧客の選択範囲の拡大はその他規模の比較的小さい同業他社へ成長の機会を与える可能性もある。

上述のことから、商務部の初歩的な見解としては、業界の特徴と発展予測においては今回の合併が競争に与える不利な影響を減少することができるとしても、短期的には中国国内の液晶テレビチップ市場競争を排除、制限する効果があると認定した。

C. 分析

以下は本案の事実関係を時系列で示した図である。

本案において、聯発公司是開曼晨星公司与吸収合



本月号：中国会社法（10）

次回号：中国会社法（11）

併したいと考え、国家商務部独占禁止所轄官庁へ申告を行った。商務部は市場調査や考察を行い、市場割合や支配力、市場集中度、市場新参入競合者への影響、顧客選択への影響、業界発展予測等を総合的に考慮し、初歩的に今回の合併は短期的には関連市場に対して競争を排除、制限する効果があると認定した。

実務では、独禁法審査では以下のような面から総合的に考慮される。

(a) 合併に参加する企業の関連市場における市場割合及び市場に対する支配力

市場割合とは、市場支配力の直接的な表現であり、合併前の各者の関連市場における市場割合は、合併後の関連市場における市場割合への影響を大体予測することができる。市場割合以外に、企業の市場における支配力は革新的な技術を有しているか、資源を掌握しているかどうか等に表れる。

(b) 関連企業の市場集中度

市場集中度とは市場における大企業が占める販売額の割合である。通常、市場集中度が高いほど、大企業の市場支配力が強いと認定され、企業間の競争の程度は低くなる。市場集中度が高い環境では、大企業同士が合併を行う場合、市場競争効果を排除、制限することが容易となり、市場集中度が低い場合、大企業が合併を行ったとしても、市場競争を必ずしも排除、制限するとは限らない。

(c) 企業合併が市場参入、技術進歩に与える影響

当該企業合併が、新競合者が市場参入するにあたって不利な影響を与えていないかを考慮し、合併

は新規競合者が市場参入するコストや難易度を大幅に増加していないか等を考慮する。同時に当該企業合併が当該業界における技術進歩へ不利な影響を与えていないか、合併が他の競合者が新技術を研究、開発することを難しくしていないか等を考慮する。

(d) 企業合併が消費者とその他関連事業者へ影響を与えているか

当該企業合併が消費者やその他上流、下流企業の商品またはサービスの選択の機会を減少していないか、コストを増加していないか、またはその他不利な影響がないかを考慮する。

(e) 企業合併が国民経済発展に与える影響

国家、社会発展の角度から当該企業合併が国民経済発展のためか、国家の当該企業業界に対する政策、傾向に符合しているかを考慮する。

(f) 業界全体の発展予測

主に当該業界の総合的な発展傾向を考慮する。当該業界の発展予測が良好な場合、合併についての検討は比較的慎重となる。当該業界が衰退段階にある場合、またはその他関連業界に代替される可能性がある場合、合併についての検討は比較的寛容的になる。

上述から総合的に考慮した結果、独占禁止所轄官庁が、当該合併が最終的に関連市場の競争効果を排除、制限するかどうかの結論を出し、企業合併を承認するか、制限条件を付けて承認するかを決定する。

(次号に続く)

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所に勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



1. はじめに

2020年1月1日から外資3法に代わる「外商投資法」が施行されており、既存企業には5年間の猶予期間があるものの、持分譲渡や解散清算においても、本年から工商局の手続き面において既に株主会及び執行董事の肩書等、さまざまな点で影響が出て来ております。

なお、解散清算手続きにおいては、各省及び各市において必ずしも一様な手続きであるとは言えず、現地の所轄政府にて詳細な手続き確認を必ず行うことが重要となります。【1】

2. 解散の条件

もともと長い間外資企業清算の根拠法令であった「外商投資企業清算弁法(対外貿易合作部令[1996]第2号)」は2008年1月15日に「一部行政法規の廃止に関する国务院決定(国务院第516号)」の公布により廃止されました。【2】

その後、商務部は2008年5月5日付で「外商投資企業の解散及び清算作業を合法的に実施することに関する指導意見(商法字[2008]31号)」を公布し、内資・外資に係わらず企業を終了させる場合には「中華人民共和国会社法(2006年1月1日改訂施行)」に基づく普通清算(非破産清算)【3】か、「中華人民共和国破産法(2007年6月1日改訂施行)」に基づく破産清算か、いずれかの手続きを取ることにしました。

またこれに加え、外資系企業には特別法である「中外合弁经营企业法实施条例」「外資企業法実施細則」「中外合作企業法実施細則」等の外資関連法規の適用も受けて手続きを行う必要があることとなっています。

普通清算としての解散の条件としては、会社法第181条に解散事由として以下の原因により解散すると書かれています。

- (1) 会社定款で定める営業期間が満了したとき、または会社定款で定めるその他の解散事由が生じたとき。
- (2) 株主会【4】または株主総会で解散を決議したとき。
- (3) 会社の合併または分割により解散する必要があるとき。
- (4) 法により営業許可証の取消し、閉鎖命令を受けまたは廃止されたとき。
- (5) 人民法院が本法第183条の定め【5】により解散させたとき。

一般的に解散清算には3つの同意、つまり、1つ目は合弁先の同意(独資企業は該当せず)、2つ目は地方政府の同意、3つ目は従業員の同意、が必要となります。

とは言え、解散清算は現地での手続きが比較的煩雑であること、解散発表後の従業員との経済補償金の交渉や再就職先斡旋等の処理をやらなければならないこと、税務当局や税関等過去の税務債務の調査が必ず履行されること、土地使用権や建物等のすべての固定資産の換価処分に相当の時間と手間が掛かること等、多くのハードルが待ち構えているため、昨今現地企業では「事業縮小(相当数の従業員解雇が主流となっております)」で当座の時間を凌ぐ傾向がここ数年來は強まっており、可能であれば解散は避ける傾向にあります。

解散する場合には、解散期でなく仮に清算期に入ってから資金がショートしてしまうと普通清算ではなく破産清算となり工商局から人民法院の管轄になってしまうため【6】、少なくとも1年先までの資金繰りに関しての事前確認が必要となります。【7】そこで解散するにも係らず、対象企業の資金繰り対応を潤沢にするために、(A)親会社からの増資を行うか、(B)親会社からの貸付け(親子ローン)を行い、清算手続きの中で親会社が債権放棄すると言った方

1 経済産業省 海外事業活動基本調査概要では、中国撤退企業数は2016年度 269社、2017年度 270社

2 2008年年初に掛けて山東省にあった韓国系企業数百社が一気に夜逃げを執行したことが遠因であると言われています。

3 会社法条文としては、第181条から第190条までがすべて普通清算について定められています。

4 一般的に現行会社法の下では外資企業(独資企業)において組織的に必要な組織であり、株主会は董事会の上部組織に当たります。

5 会社の経営管理に深刻な支障が生じ、引き続き存続すれば株主の利益が重大な損失を受け、他の方法では解決できない場合は、会社の全株主の議決権の10%以上を持つ株主は、人民法院に解散を請求することができる。

6 外資企業は法的には「有限責任会社」であっても、債務超過となった場合、最終的には出資者が不足した資本を注入しなければなりません。実際には「無限責任」が強要されます。

7 清算に着手する場合、経済補償金の正確な計算、資産の換価処理と収入、各税目の徴収税額計算、延滞税・加算税等のペナルティー計算といった精査(デューデューリジェンス)が必要です。

策が必要となります。【8】

親子ローンに関しては、登録資本の払込が完了しており、総投資額から登録資本を差し引いた「投注差」の枠があれば、株主会董事会議事録や契約を持って親子ローンを実施するにはそれほど時間は掛かりません。【9】しかしながら、投注差の枠がなければ清算資金を先に増資として注入しなければならず、増資手続きにはかつてほど時間は要しません。

ここで、「投注差」について事例を示すと以下のようになります。

《事例》当社現地法人の登録資本は500万米ドル、総投資額は700万米ドル、投注差は200万米ドルとなります。この法人が1,000万米ドルを借り入れようとした場合、投注差を800万米ドル増やさなければならぬため、総投資額を700万米ドルから1,500万米ドルに引き上げる必要があります。一方、下記の規定から、登録資本500万米ドルの場合には総投資額は1,000万米ドルが上限となります。

そのため、増資を行い、投注差の比率が限度内（総投資額が1,500万米ドルの場合、登録資本は40%すなわち600万米ドル）でなければならないので、実質的には最低増資額は100万米ドルの増資が必要になります。

図1 総投資額と登録資本（過少資本税制：投注差）

総投資額	登録資本
300万米ドル以下	70%以上
300万米ドル超～1,000万米ドル以下	50%以上（最低210万米ドル）
1,000万米ドル超～3,000万米ドル以下	40%以上（最低500万米ドル）
3,000万米ドル超	1/3以上（最低1,200万米ドル）



次に掘り下げた見方をすれば、直ぐに清算に手をつけることはリストラでの根回し確認に時間が当然かかるため、まずは適切な譲渡価格（「公正価値」）にて少なくとも6カ月ほどの期間を掛け、匿名ベースにて第三者に持分を譲渡する方法で撤退できないかどうか、買手企業【10】を捜す模索を行ってみることも重要です。どうしても買手が見つからなかった場合には解散清算に踏み切るといったアプローチが、最も適切でかつ総合的にコストが掛からないの掛からない方策であると言えます。

何と言っても、資産の換価処分で一部の入金しかない解散清算に比べ、持分譲渡は譲渡対価として相

当の金額がキャッシュとして買手企業から対象会社の株主である本社に入金されます。親会社側が負担する清算支援コストには、雲泥の差が生じます。また手続き上の所要期間自体も、当然ながらずっと短縮されることになります。

3. 従業員への補償

2008年1月1日から施行された労働契約法では一層の弱者保護の立場から明記されており、使用者が繰り上げ解散を決定した場合、労働契約は終了することとなり（労働契約法第44条第5項）、使用者は経済補償金を支払わなければなりません（労働契約法第46条第6項）。

なお従業員解雇（リストラ）の件に関しては前回詳しく述べましたので、ここで詳細な記述は割愛します。

4. 建物等不動産の処理対応

解散清算の場合、通常、土地所有権と建物（上物であるすべての建物）は必ず売り切らなければなりません。また中国の場合、土地所有権と建物とは個別に売却することはできず、一対で売却することしかできません。したがって、解散清算の場合、その他の法務手続きが完了しているにも関わらず、土地所有権と建物が売れないことにより清算手続き終了（終了）までになかなか至らず相当時間が掛かってしまうことがあります。土地所有権には「土地所有権証」があり、建物には「房産証（不動産権利証）」があるので、それぞれが瑕疵なくきちんと契約が巻かれ、政府の立ち入り検査を経て最終許認可証書として取得できているのかが売却に影響を与えることになります。

一度は現地資産の時価評価を公認評価士事務所に依頼しなければなりませんが、仮に法人側の証書に瑕疵があると、その際の評価額の減額要因となり売却金額を引き下げてしまう原因になります。

土地所有権の種類としては、「払下土地所有権」と「割当土地所有権」があり、払い下げには使用年数制限（工業用地：50年）が用途別にありますが、割当には原則として使用年数制限がありません。【11】更に

8 現地法人では債務免除益課税、親会社では寄附金認定に拠る課税の有無を検討する必要があります。

9 「外債登記管理弁法」の公布についての通達（匯發[2013]19号）により、外債管理局での引出生記は不要になっています。また元利金返済申請も不要となり、時間が短縮されています。最近では人民元外債も可能ですが、その場合は投注差の枠は1回使われると復活しません。親子ローンはローン契約締結後、一般的には15営業日ぐらいが必要となります。

10 昨今の傾向としては日系企業が現地対象企業を買う可能性は相当低いため、中国民間企業及び香港、台湾系の上場企業が現地法人を買う可能性が高くなってきております。

使用権者が農民や郷鎮企業である「集団土地使用権」と言ったものもあります。

とりわけ、広東省や上海において1990年代以降に設立された事例を見てみると、土地使用権の状況は、弊職等の経験から申し上げますと相当入り乱れている事例が散見されております。メーカーの場合、多いのは建物(工場)完成後の消防局の立ち入り検査が相当に厳しかったため、「房産証」を取得しないまま放置(失念)した状態になっており、2010年以降、解散清算という「再編」を開始する段になって初めて対象会社が売却可能で瑕疵のない「土地使用権証」や「不動産権利証(房産証)」を備えてはいなかったことに気付く事例が極めて多いと言うことです。払い下げの土地使用権は、2007年から最低払い下げ価格標準が規定されており、「国有財産の安売り阻止」を目的に全国都市部を15等級に区分し、全国工業用地出讓最低価標準基準地価が採用されました。これによって土地管理局から購入した時の価格に比べ、数倍上昇したケースが売却時の時価評価で確認されています。【12】

最近の傾向として清算時の土地使用権及び建物の売却に関して言うと、中国国内での経済不況が引き金となり、評価時の譲渡価格ではなく周囲の売却事例価額の加重平均を取った価額で土地使用権の価額が決定される(引き下げられる)ケースも出て来ており、かなり基準地価からの「値崩れ」が始まっている点が売却を困難にしている理由のひとつと考えられます。

それらの理由に拠り、結果的に仮に第三者企業への売却ができず、万一土地管理局に買戻してもらわざるを得ないような場合には、払下げ当時の価額に僅少価額をプラスした金額にて政府側の意向に沿った価格での売却となるようなケースに直面することもあります。

いずれにしても、清算手続きを開始する際に、土地使用権及び建物の売却の件は売り切らなければならないため、十分な事前検討が必要となります。

5. 税務対応

清算手続きの簡易化政策から税務局からの問合せ

確認だけで終わるケースもありますが、多くの場合、それなりの税務調査が通常は行われます。

税務調査が入ると通常は3年から5年に亘って調査があり、企業所得税や増値税の課税漏れがないか、補助金や税制優遇が適用されている場合は過去への遡及取り消し課税等が重点的な調査対象になります。また個人所得税の調査では特に日本人駐在員の計算が間違った処理がされやすく課税額も大きいので指摘を受けやすいと言えます。

税関調査においては、加工貿易を行っている法人は特に注意が必要です。2012年以降は税関に登録された輸出入金額と銀行での外貨決済額はそれぞれ年度ごとの総額で管理されるようになったものの、過去に大きな乖離が生じているような場合では税関調査で大きな問題になるリスクが内在しております。

さらに、強制的な土地収用をきっかけに清算を検討するケースもありますが、これが政策的な収用ではなく譲渡であるとみなされると土地増値税が発生し、固定資産の除却損や在庫処分による損失等、過去の損金計上について事前に税務局への許認可が出ていたのか等に関して問題となります。

さらに海外取引がある法人の場合には、清算手続きが契機となり移転価格ガイドラインに基づいて移転価格の観点からも海外取引価格の妥当性が議論になったこともあります。

6. 必要な法的な手続き

清算手続きを大きく総括的に捉えれば、以下の6つのステップを踏むと言えます。

- (1) 現地法人の解散認可を申請し、原審査機関へ届出て許可を受ける。
- (2) 清算組を設立して届出る。
- (3) 債権者への通知と新聞公告により現地法人の債権・債務を確定する。
- (4) 債権・債務の処理に具体的な処理と清算財産の評価、処理を行う。
- (5) 清算報告書の認可を受け、原審査機関すべてから抹消通知を貰う。
- (6) 残余財産を出資者に分配・送金する。

なお株主会決議以降の一般的な手続きをもう少しし

11 例えば上海での土地使用権証の事例を見ると、「払い下げ」は緑色であり、「割当」は黄色であります。

12 国土資源部文件 国土資発[2006]307号 關於發布實施《全国工業用地出讓最低價標準》通知2007年から施行されています。これによって土地使用権は言わば有価証券として見られるようになりました。

詳細に述べると以下ようになります。

- 1) 商務局への清算開始申請(7営業日)
- 2) 清算開始日の確定(清算認可が下りた日)
- 3) 清算組の設立(3営業日)
- 4) 現地関係機関への通知
- 5) 会計事務所に拠る清算前監査
- 6) 新聞公告(清算組成立から60日以内に公告を掲載／45日間)
- 7) 債権者への通知とその返信(通知を受領した債権者は30日以内、通知を受領していない債権者は新聞公告日から45日以内)
- 8) 債権者からの異議申し立て
- 9) 弁済順位の確定(清算費用→担保付債権→労務債権→税金その他債務)
- 10) 清算資産の処分
- 11) 会計事務所に拠る清算監査及び清算所得申告
- 12) 国税局抹消申請及び税務調査(一般的には3ヶ月超)

- 13) 地税局抹消申請及び税務調査(一般的には3ヶ月超)
- 14) 清算報告書の作成(清算要因、期限、債権債務の処理結果、清算財産の処理等を記載)
- 15) 税関登記抹消(10営業日)税関登記の有無に拠らず必要
- 16) 商務部門での批准証書抹消(5営業日)
- 17) 残余財産の送金(現地銀行側への必要書類の提出)
- 18) 外貨登記の抹消・銀行口座の抹消・社会保障登記の抹消・営業許可証の抹消・代表番号証(組織コード証)の抹消・統計登記の抹消
- 19) 清算終了の公告(不要な場合もあります)

これら清算手続き自体は同時並行的に進捗して行きます。いずれにしましても、細かいスケジュールや順序、資料項目等は、現地の所轄当局政府に確認する必要があります。



<執筆者プロフィール>

(株)アウトバウンド・マネジメント代表取締役 ^ヒ ^{カミ} 日上 正之

青山監査法人プライスウォーターハウス(現PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、国際税務チームに所属。国際事業開発室を経て、プライスウォーターハウス香港事務所に出向。さらに1993年に設立後間もない同上海事務所の「初代日本人駐在員」となり、日系企業クライアントゼロの段階から200社超のレベルに立上げ、PwC上海事務所日系企業部の礎を構築する。帰国後はEY税理士法人(取締役)、KPMG税理士法人(ディレクター)、さらに法務・会計・税務のワンストップサービスを目指しキャストコンサルティング取締役・代表取締役社長(上海董事長)を経て、アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長。国税庁税務大学校、東京国税、大阪国税他札幌、仙台、金沢、名古屋、熊本国税局等の元非常勤講師。

<中国短信>

◆社会保険料率の引き下げ 1年延長

国务院常务会议は12月4日、雇用安定の継続を目的に社会保険料のうち失業保険と労災保険において現行で実施されている保険料率の段階的な引き下げを更に1年延長するとした。同措置は、2016年5月1日から継続しているもので、失業・労災保険において企業と個人が負担する保険料率を1～1.5%まで引き下げ、負担を軽減する内容となっている。

◆一部の日本産牛肉の輸入を18年ぶりに解禁

中国税関総署と農業農村部は、2019年12月19日に「2019年第202号公告」を公布し、リスク評価を行っ

た結果、2001年に旧国家出入境検疫局と旧農業部が連名で公布した「公告2001年第143号」のうち、日本の生後30ヵ月以下の骨なし肉の輸入禁止令を同日より解除するとした。但し輸入に際しての検査・検疫等の条件については別途規定するとの事。日本でのBSE(牛海綿状脳症)発生に伴い、2001年から日本産牛肉の輸入を全面的に禁止していたが、18年ぶりに一部が解禁された。

また同日、税関総署と農業農村部は2010年より輸入を禁止していた日本口蹄疫禁止令も解除し、条件に合った日本の偶蹄類及びその製品の輸入を許可するとした。これにより一部の日本産豚肉の輸入が可能になる。これには、中国での豚コレラのまん延による深刻な肉不足、且つ豚肉の価格が高騰している背景がある。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年12月	14,126	0.8	15,406	▲3.6	▲1,280	赤字縮小
2019年1-12月	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	65,771	100.0
	内 訳		
	アメリカ	12,215	18.6
	E U	7,567	11.5
	アジア	36,901	56.1
	うち中国	14,126	21.5
輸入	総額	67,296	100.0
	内 訳		
	アメリカ	7,485	11.1
	E U	8,030	11.9
	アジア	31,403	46.7
	うち中国	15,406	22.9

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

12月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等製造装置	59.7	2.9
		2	自動車	36.3	1.5
		3	プラスチック	15.6	0.8
	減少	1	有機化合物	▲24.9	▲1.4
輸入	増加	1	通信機	18.4	1.9
		2	電算機類(含周辺機器)	6.1	0.5
	減少	1	有機化合物	▲19.9	▲0.5
		2	非鉄金属	▲31.9	▲0.4
		3	自動車の部分品	▲23.2	▲0.4

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年12月	2,648	▲4.5	18.7	1,698	▲14.8	11.0	951	黒字拡大
2019年1-12月	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

12月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	15,287	100.0
	内 訳		
	アメリカ	3,537	23.1
	E U	2,494	16.3
	アジア	6,023	39.4
	うち中国	2,648	17.3
輸入	総額	8,283	100.0
	内 訳		
	アメリカ	872	10.5
	E U	1,119	13.5
	アジア	3,989	48.2
	うち中国	1,698	20.5

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

12月の主な増減品目

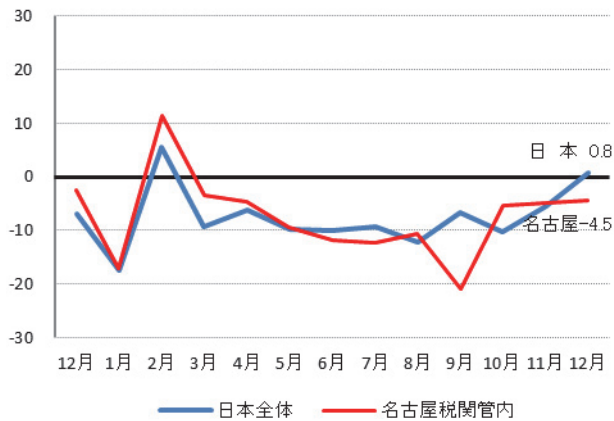
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	60.6	1.2
		1	自動車の部分品	▲12.5	▲2.8
	減少	2	金属加工機械	▲33.4	▲1.4
輸入	減少	1	がん具及び遊戯用具	▲65.4	▲2.9
		2	原動機	▲69.5	▲1.6

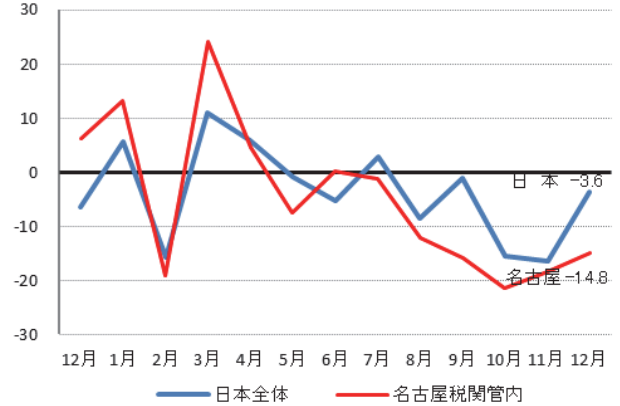
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

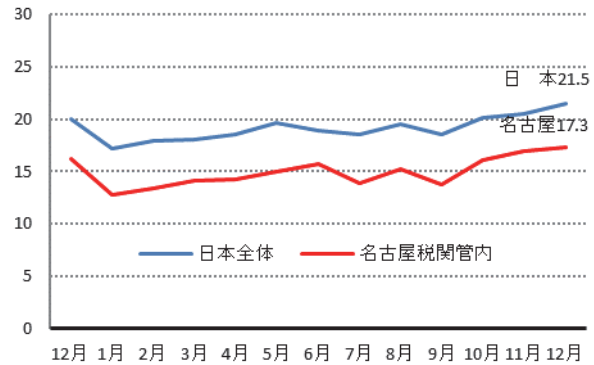
中国への輸出額の月別伸率(%)



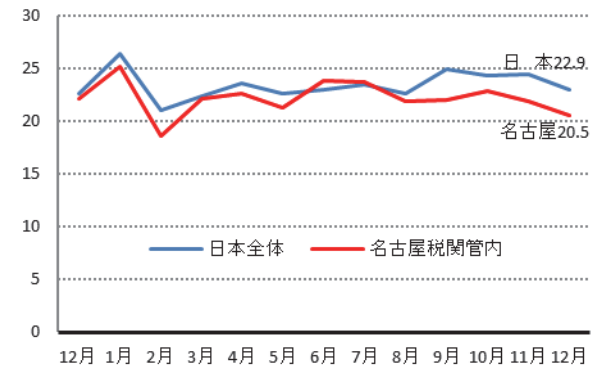
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年12月	2,377	7.6	1,909	16.3
2019年1-12月	24,984	0.5	20,769	▲2.8

出所：中国税関総署

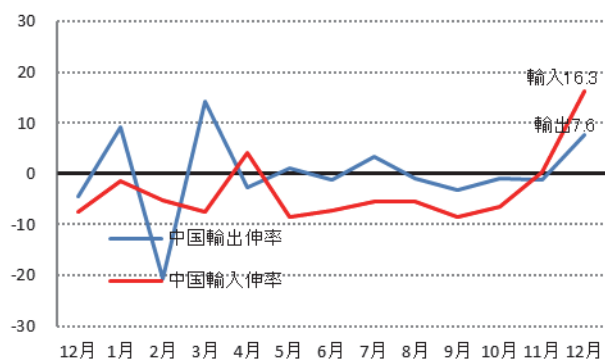
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

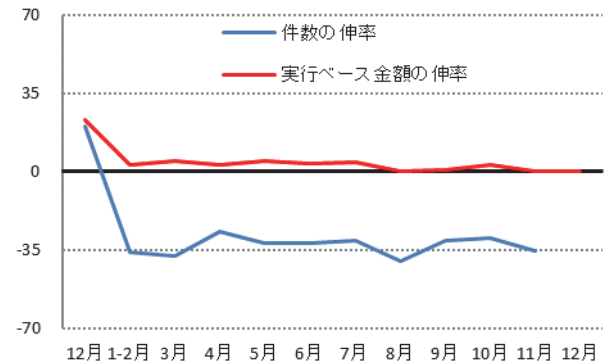
年 月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年12月	N/A	N/A	N/A	N/A
2019年1-12月	N/A	N/A	N/A	N/A

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	12月	1-12月
消費者物価指数	4.5	2.9
うち都市	4.2	2.8
農村	5.3	3.2
うち食品	17.4	9.2
食品以外	1.3	1.4
うち消費財	6.4	3.6
サービス	1.2	1.7

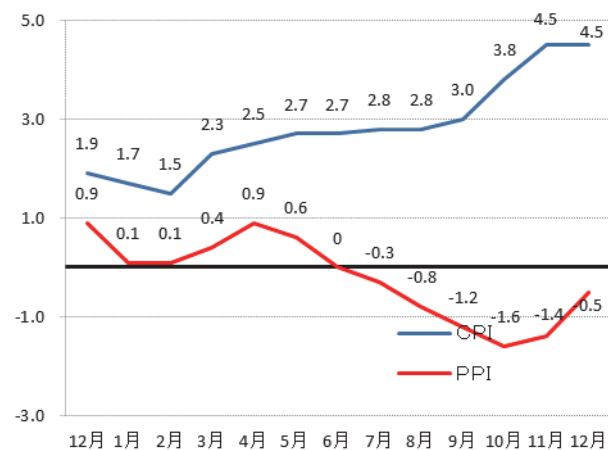
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

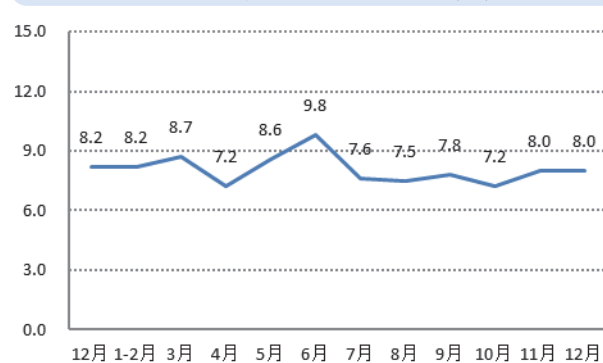
	12月	1-12月
工業生産者物価指数(PPI)	▲0.5	▲0.3
うち生産資材	▲1.2	▲0.8
うち採掘	2.6	2.4
原材料	▲2.6	▲2.6
加工	▲0.9	▲0.3
生活資材	1.3	0.9
うち食品	5.0	2.7
衣類	▲0.1	1.1
一般日用品	0.1	0.4
耐久消費財	▲2.4	▲1.2
工業生産者仕入物価指数	▲1.3	▲0.7
うち燃料、動力類	▲3.3	▲1.8

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



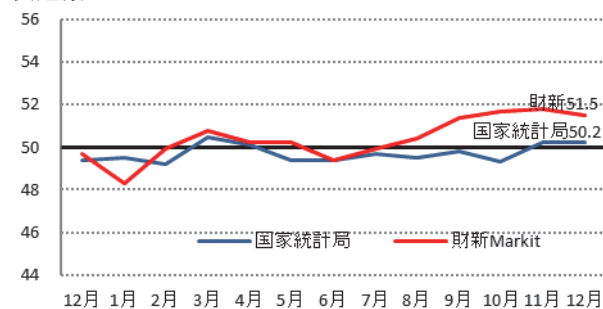
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

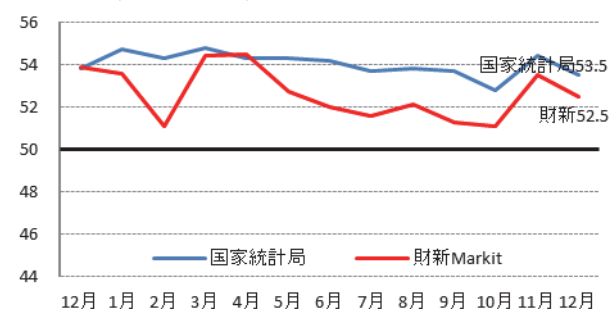
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

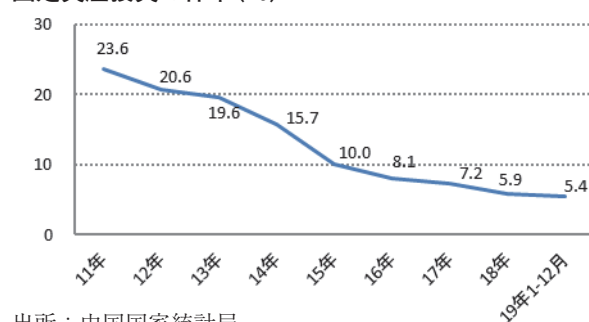


中国の固定資産投資

1-12月分月の固定資産投資

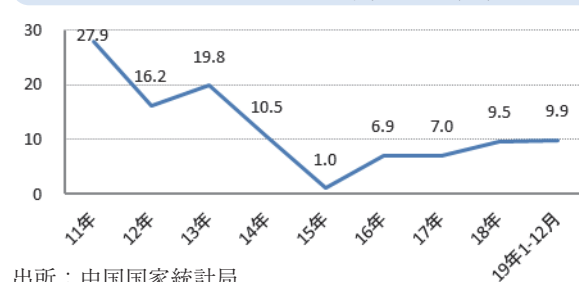
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		551,478	5.4
産業別	第一次	12,633	0.6
	第二次	163,070	3.2
	第三次	375,775	6.5
地域別	東 部	N/A	4.1
	中 部	N/A	9.5
	西 部	N/A	5.6
	東 北	N/A	-3.0

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

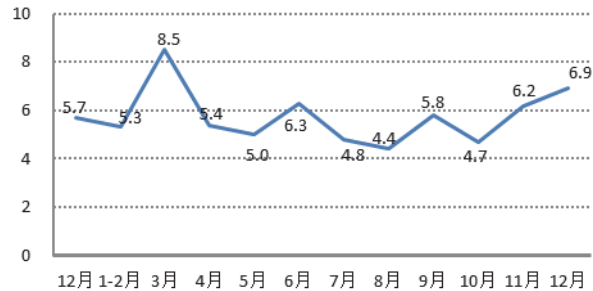
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	12月	1-12月
一定規模以上の工業生産	6.9	5.7
内訳 鉱業	5.6	5.0
製造業	7.0	6.0
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.8	7.0
内訳 国有企業	7.0	4.8
株式制企業	7.5	6.8
外資系企業	4.8	2.0
私営企業	7.1	7.7

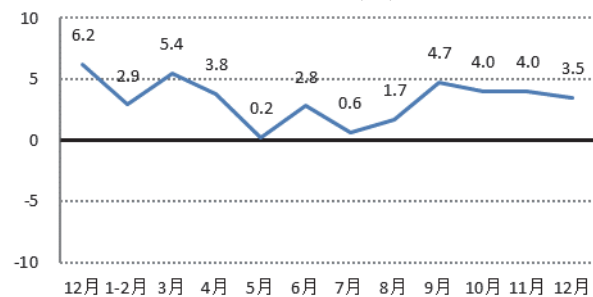
出所：中国国家统计局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



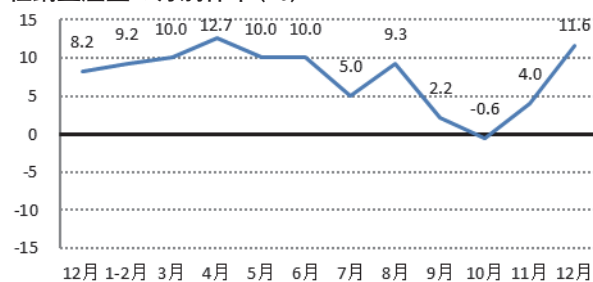
出所：中国国家统计局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



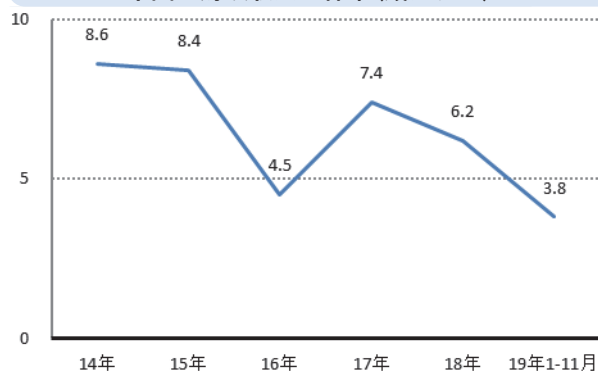
出所：中国国家统计局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

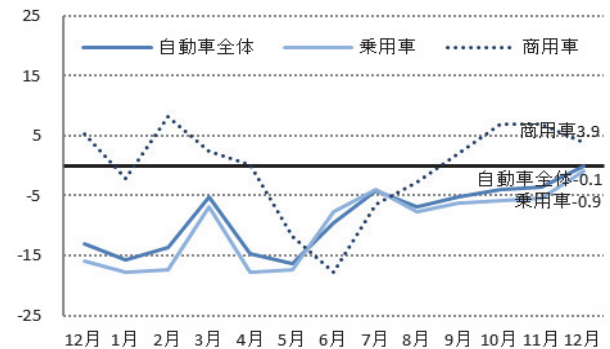
中国の自動車販売台数

台数：万台

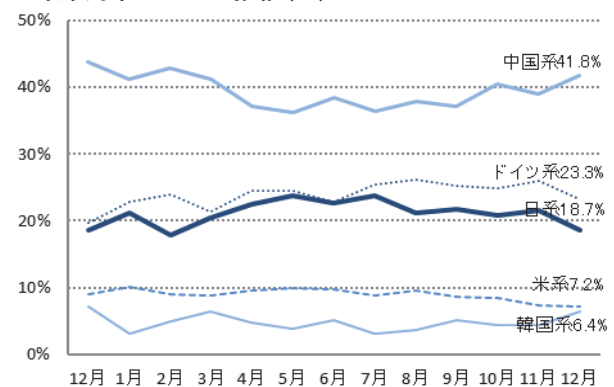
年月	自動車	乗用車	
		乗用車	商用車
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
19年12月	266	221	45
19年1-12月	2,576	2,144	432

出所：中国汽车工业协会 ※中国国産車のみ。輸入車含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

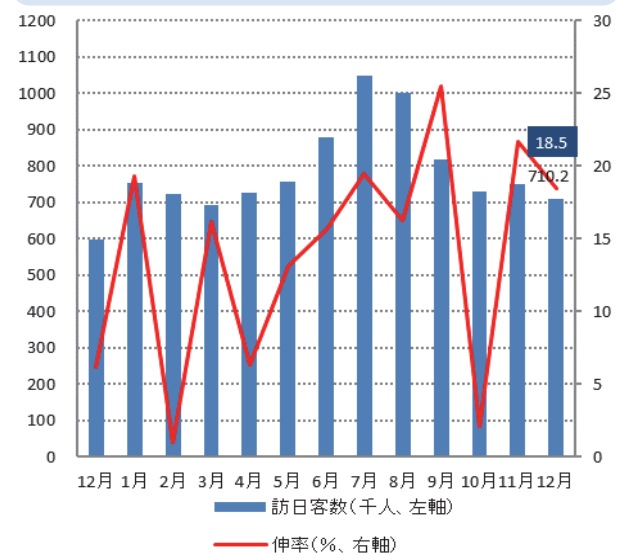


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：18年12月～19年5月：中国汽车工业协会
19年6月～19年12月：MarkLines Data Center

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局